

芽室町総合計画の策定と運用に関する条例

【解説書】

芽室町

芽室町総合計画の策定と運用に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、総合計画の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策、施策及び事業（以下「政策等」といいます。）の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

【解説】

- 1 この条例は、芽室町自治基本条例（平成19年3月5日条例第3号）第14条の3に定める規定に基づき、総合計画の策定と運用に関する基本的な事項を定めるものです。
- 2 本条は、この条例の目的を明らかにしたもので、この条例全般を通じての解釈と運用の指針となるものです。

（用語の意味）

第2条 この条例において用語の意味は、芽室町自治基本条例（平成19年条例第3号）に準じます。

（総合計画の名称）

第3条 総合計画の名称は、「第一期芽室町総合計画 年度～年度」とします。

（総合計画の体系）

第4条 総合計画は、町民が容易に理解できるものとするため、町が進める政策等を分かりやすく体系化します。

(総合計画の構成)

第5条 総合計画は、基本構想、実施計画及び実行計画で構成し、このうち基本構想と実施計画については議会の議決対象とします。

【解説】

1 平成23年8月1日施行の改正地方自治法により、「議会の議決を経た市町村基本構想の策定義務」が撤廃されましたが、本町においては、芽室町自治基本条例第14条の2及び芽室町議会基本条例（平成25年3月26日条例第27号）第14条の規定に基づき、基本構想と実施計画を議会の議決の対象としています。

(基本構想)

第6条 基本構想は、原則8年とし、町政運営の理念、基本的な政策の方向性その他総合計画の推進に当たっての必要な事項を定め、当該総合計画の策定と運用の指針とします。

【解説】

1 総合計画基本構想の計画期間は、急速に変わる社会経済情勢への対応や、町長の任期を考慮した8年と定め、次期総合計画基本構想は、当該総合計画期間の最終年度（8年目）に策定し、翌年度から実行します。「原則」としたのは、総合計画基本構想の策定と改定年度以外の年度において町長が交代した場合、計画期間と町長任期との整合を図る必要があるためです。

2 「基本的な政策の方向性」とは、当該総合計画の計画期間内における重点政策や、教育、福祉、産業等の各政策分野の基本的な方針をいいます。

3 「総合計画の推進に当たっての必要な事項」とは、計画の期間の構成や、計画の財源、財政の健全化に向けた方策、策定と改定手続、進行管理方法等をいいます。

(実施計画)

第7条 実施計画は、原則前期4年の前期実施計画及び後期4年の後期実施計画により構成し、前期実施計画期間中の4年目に、議会の議決を経て後期実施計画を策定します。

- 2 実施計画は、基本構想に示した将来像や政策に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めるものとします。

【解説】

- 1 実施計画は、従前の実施計画における政策等の評価や、町長選挙において当選者が掲げる公約等を総合的に検討して策定します。
- 2 後期実施計画は、第9条に規定する計画策定の手順により策定するとともに、次期総合計画を考慮して策定します。

(実行計画)

第8条 実行計画は、実施計画で定められた施策の適切な進行管理に必要な向こう3年間の具体的な事業内容を定める進行管理計画とし、公表するものとします。

【解説】

- 1 「実施計画で定められた施策の適切な進行管理に必要な向こう3年間の具体的な事業内容」とは、事務事業の事業概要、事業費、財源構成、方向性、取組状況等をいいます。

(基本構想及び実施計画の策定手順)

第9条 町長等は、基本構想及び実施計画の策定に当たっては、その過程を明らかにするとともに、町民の意見を反映させるため、意見交換会、アンケート調査、まちづくり意見募集等により広く町民の参加機会を保障します。

- 2 基本構想及び実施計画は、政策等の実効性の確保のため、財政計画等との整合性に留意して策定します。
- 3 町長は、多様な方法で町民の参加を推進するとともに、職員の参加等を踏まえて基本構想及び実施計画原案（以下「計画原案」

といいます。)を作成し、茅室町総合計画審議会(以下「審議会」といいます。)に諮問します。

- 4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、町民の視点から慎重かつ活発な審議を行い、町長に答申します。
- 5 町長は、審議会からの答申を尊重して基本構想及び実施計画案を策定し、議会に提案します。
- 6 町長等は、第3項に定める町民の参加を効果的に推進するため、基本構想及び実施計画の策定及び推進に当たって討議すべき課題及び論点を整理した文書、その他必要な情報を作成し、町民に提供します。
- 7 町民は、前項に規定する情報の作成及び提供に関して、意見を述べることができます。

【解説】

- 1 第1項は、基本構想及び実施計画の策定に当たり、その策定プロセスを明らかにするとともに、町民の参加機会を設けることを、町長等に義務付けることを定めたものです。
- 2 第2項における「財政計画等」とは、財政運営の健全性確保のための方策を定めた計画等をいいます。
- 3 第3項における「多様な方法で町民の参加を推進」とは、町民意見交換会、アンケート調査、まちづくり意見募集等の手法を適切に用いることをいい、地域、年齢、性別等に偏りのないよう公平性の確保が必要となります。また、町民参加の目的と論点の明確化、参加の対象者の明確化、場所の設定、意見等を出しやすい手法の工夫など、町は常に創意工夫を重ねる必要があります。
- 4 第3項における「職員の参加」とは、職員個々による政策提案の実施や、所属を超えた政策検討会の開催など、職員の専門性と総合性を發揮した参加の取組をいいます。また、多様な町民の参加機会において出された意見等を総合的に検討し、政策立案する役割も重要です。
- 5 第4項は、町長に答申するまでの総合計画審議会が行う業務を定めたものです。

- 6 第5項の「答申を尊重して基本構想及び実施計画を策定」とは、審議会からの答申について、課題等を整理し、その公益性や実効性について検討を行うとともに、財源の裏付けなど財政計画等との整合性を図ることをいいます。
- 7 第6項は、基本構想及び実施計画の策定に当たって、町民の各種参加を効果的に進めるために不可欠な情報の作成と提供を、町長等に義務付けたものです。
- 8 第6項における「必要な情報」とは、次の各号に掲げるものをいいます。
- (1) 施策の方針と成果指標
 - (2) 施策の事業費
 - (3) 施策の達成状況
 - (4) 施策を取り巻く状況変化・住民意見等
 - (5) 施策の課題認識
 - (6) 庁内評価及び外部評価
 - (7) その他必要な情報
- 9 第7項は、町が作成する第6項の情報に関して、意見を述べる権利が町民にあることを定めたものです。

(総合計画の見直し)

- 第10条 町長は、政策等の追加、変更又は廃止の必要が生じたときは、議会の議決を経て、基本構想及び実施計画を見直すことができます。
- 2 町長は、前項の規定による見直しを行うに当たって、広く町民の意見を反映する必要があるときは、可能な限り町民の参加機会を提供します。

【解説】

- 1 第1項における「必要が生じたとき」とは、国の経済・財政対策等の緊急政策の展開、社会経済情勢の急激な変化への柔軟な対応、基本構想及び実施計画の策定と改定年度以外の年度において町長が交代し、その公約を反映する場合等をいいます。

2 第2項における「広く町民の意見を反映する必要があるとき」とは、芽室町自治基本条例第8条（町民参加の保障）と、めむろまちづくり参加条例（平成16年3月3日条例第2号）に規定するもののほか、町民生活に影響を及ぼす政策等で、町が特に町民の参加機会が必要であると判断したものをおいいます。また、「可能な限り」とは、決定に迅速性が求められ、町民参加手続きを行って決定するまでの時間を設けることができない場合があることを意味します。

（総合計画と予算の原則）

第11条 町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化することを原則とします。

【解説】

1 本条は町が進める政策等は、総合計画に根拠を置くものとし、総合計画に基づかない政策等は予算化しないことを原則とするものです。

（各政策分野の基本的な計画）

第12条 芽室町議会基本条例（平成25年条例第27号）第14条に規定する議会の議決事項とする計画を含めて、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定は、総合計画との関係を明らかにするとともに、十分な調整のもとに行います。

【解説】

1 本条は、総合計画以外の「各政策分野の基本的な計画」を総合計画の下位に位置づけ、整合性をとりながら策定又は改定することを定めたものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、既に策定されている総合計画については、この条例の規定は適用せず、なお従前の例によります。